

平成28年7月29日
国土動指第26号

一般社団法人マンション管理業協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



マンション標準管理委託契約書の改正について

マンションの管理委託契約に係る契約書については、「マンションの管理委託契約に係る標準管理委託契約書について」（平成15年4月9日国土交通省総合政策局長通知）を発出し、「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理委託契約書コメント」を、マンションに係る管理委託契約を締結する際の指針として活用されるよう通知してきたところである。

今般、「マンション標準管理規約」（平成28年3月14日国土交通省土地・建設産業局長・住宅局長通知）が改正され、マンションの管理状況などに関する情報の開示に係る規定の整備が行われたこと等を踏まえ、「マンション標準管理委託契約書」及び「マンション標準管理委託契約書コメント」の見直しを行い、別添1及び2のとおり、改正を行ったところである。

については、今回の改正の趣旨を踏まえ、マンションに係る管理委託契約を締結する場合には、これらを指針として活用するよう、貴団体加盟の業者に対して周知徹底されたい。

なお、本件に関しては、別添3のとおり各地方支分部局の長あて通達し、別添4のとおり各都道府県知事及び各政令指定都市の長あて通知したので、参考までに送付する。